

第2章

計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

2-1 計画の目的

第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」といいます。）は、川越市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、行政、市民、事業者、民間団体（市民及び事業者の組織する民間団体をいう。以下同じ。）及び滞在者の各主体が、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。

2-2 計画の基本的考え方

(1) 中長期的な温室効果ガス排出量の削減

本市としての中長期的な目標を掲げ、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、国・県等における目標期間及び削減量等についても考慮する。

(2) 市域特性（自然的・社会的特性、温室効果ガス排出特性等）を踏まえた対策の実施

本市における自然的・社会的特性や温室効果ガスの排出特性等に照らした対策を実施し、効果的な削減を図ります。また、第一次計画において選定した「重点プロジェクト」について引き続き、取組を強力に推進していきます。

(3) あらゆる主体と連携した地域ぐるみの対策の推進

地球温暖化対策は、行政、市民、事業者、民間団体及び滞在者それぞれが主体であるという認識のもと、果たすべき役割や具体的な取組メニューを提示し、実践につなげます。また、市民・事業者・民間団体・行政のパートナーシップ組織である「かわごえ地球温暖化対策地域協議会」により、あらゆる主体の関わりのもとで計画を推進していきます。

(4) 行動指標の充実による実効性の担保と迅速な点検・評価

進行管理における温室効果ガス排出量の把握には、集計作業の都合上、タイムラグが発生せざるを得ません。また、結果としての削減量にのみ意識がとられると、そのために何をすべきかという過程がおろそかになりかねません。そこで、本計画では行動（アクション）レベルでの目標を設定・充実させ、温室効果ガスの着実な削減につなげるとともに、迅速な点検・評価・見直しを図っていきます。

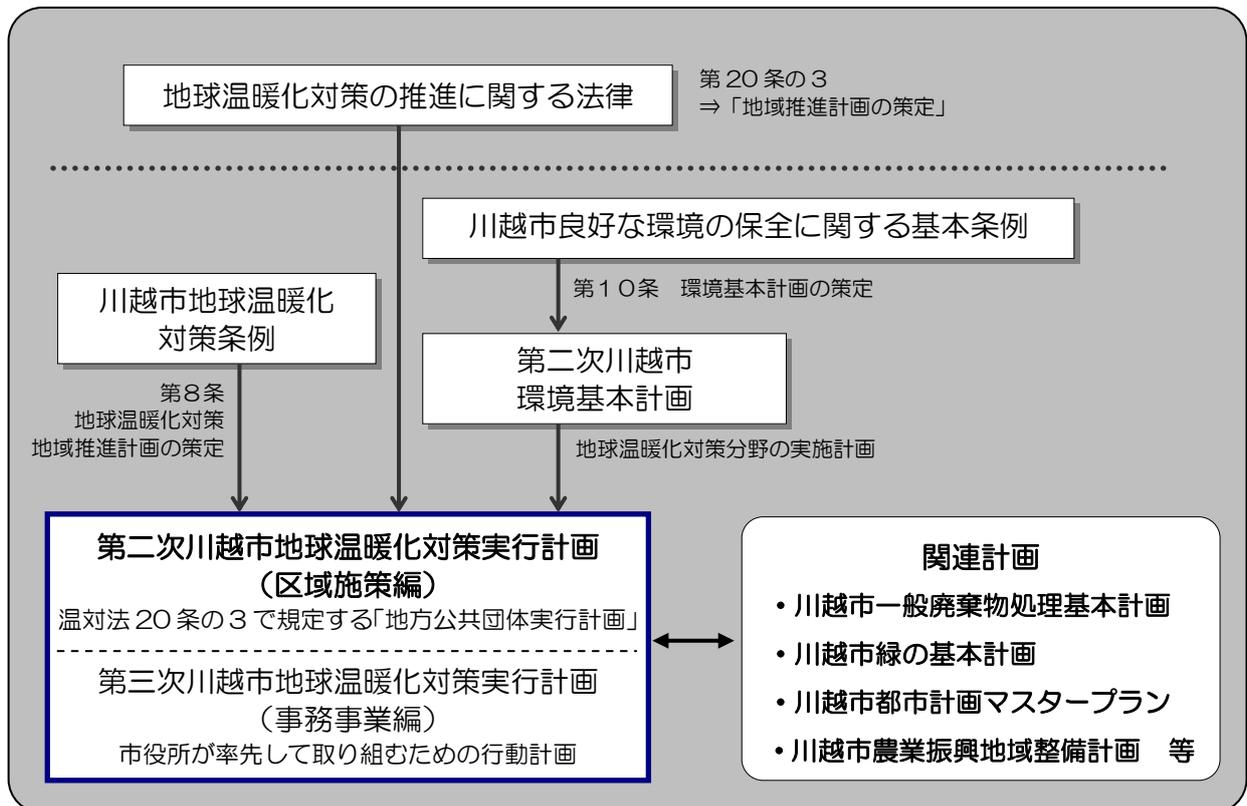
2-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下に示すとおりです。

- 1) 温対法第 20 条の 3 で規定する「地方公共団体実行計画（区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を含む）」
- 2) 「川越市地球温暖化対策条例」（平成 19 年 12 月）の第 8 条で策定が位置付けられた地球温暖化対策地域推進計画
- 3) 「第二次川越市環境基本計画」における施策の柱の一つ「地球温暖化対策の推進」で示される施策や取組を具体化する地球温暖化対策分野の個別計画

なお、市役所が行う事務・事業に関して、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（平成 24 年 6 月）は、本計画で定める市民や事業者等の主体別行動計画の市役所編にあたります。

図7 計画の位置づけ、相互の関連性



2-4 対象とする温室効果ガス

本計画において削減対象とする温室効果ガスは、京都議定書及び温対法と同様、市域内で人為的に排出されている以下の6物質とします。

表2 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数*	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	1	石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用(火力発電所によるもの) など
メタン(CH ₄)	21	稲作・家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立 など
一酸化二窒素(N ₂ O)	310	化石燃料の燃焼、工業プロセス など
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	1,300	代替フロン等*の製造時における漏えい、冷蔵庫・エアコンなどの冷媒からの大気放出 など
パーフルオロカーボン類(PFC)	6,500	半導体製造時等における漏えい など
六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,900	半導体製造や電気の絶縁体 など

※各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの

2-5 計画の基準年度

本計画の基準年度は、国の京都議定書目標達成計画*と整合性を持たせるため、二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素については1990年(平成2年)、HFC、PFC及びSF₆については1995年(平成7年)とします。

2-6 計画の期間

計画の期間は、2013年度(平成25年度)から2020年度(平成32年度)までとし、長期的目標を2050年度(平成62年度)に設定し、取り組んでいくものとします。

2-7 計画の対象地域

本計画の対象地域は、川越市域全体とします。

したがって、市民の日常生活や事業者の事業活動など、あらゆる場面における温室効果ガス排出・削減に関連した活動が対象となります。